

災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金の概要

災害弔慰金	対象災害	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">自然災害</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 市町村において住居が 5 世帯以上滅失した災害 ・ 都道府県内において住居が 5 世帯以上滅失した市町村が 3 以上ある場合の災害 ・ 都道府県において災害救助法が適用された市町村が 1 以上ある場合の災害 ・ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が 2 以上ある場合の災害 </div>				
	支給額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">① 生計維持者</td> <td style="text-align: right;">500 万円</td> </tr> <tr> <td>② その他の者</td> <td style="text-align: right;">250 万円</td> </tr> </table>	① 生計維持者	500 万円	② その他の者	250 万円
	① 生計維持者	500 万円				
	② その他の者	250 万円				
	受給遺族	ア. 配偶者、子、父母、孫、祖父母 イ. 死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹 (死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)				
申請先	那覇市					
費用負担	国 1 / 2 県 1 / 4 市町村 1 / 4					
災害障害見舞金の程度	対象災害	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">自然災害</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 市町村において住居が 5 世帯以上滅失した災害 ・ 都道府県内において住居が 5 世帯以上滅失した市町村が 3 以上ある場合の災害 ・ 都道府県において災害救助法が適用された市町村が 1 以上ある場合の災害 ・ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が 2 以上ある場合の災害 </div>				
	支給額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">① 生計維持者</td> <td style="text-align: right;">250 万円</td> </tr> <tr> <td>② その他の者</td> <td style="text-align: right;">125 万円</td> </tr> </table>	① 生計維持者	250 万円	② その他の者	125 万円
	① 生計維持者	250 万円				
	② その他の者	125 万円				
	受給者	上記災害により重度の障害を受けた者				
	申請先	那覇市				
費用負担	国 1 / 2 県 1 / 4 市町村 1 / 4					
障害の程度	① 両眼が失明したもの ② 咀嚼及び言語の機能を廃したもの ③ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥ 両上肢の用を全廃したもの ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑧ 両下肢の用を全廃したもの ⑨ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの					

災	対	対象災害 一県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害													
	象	対 象 者 一 対象災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者													
害	貸付限度	① 世帯主の1カ月以上の負傷	150万円												
		② 家財の1/3以上の損害 ③ 住居の半壊 ④ 住居の全壊 ⑤ 住居の全体が滅失若しくは流失	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>150万円</td> <td rowspan="2">-250万円</td> <td rowspan="2">-270万円</td> <td rowspan="2">-350万円</td> </tr> <tr> <td>170万円(250)</td> <td>(350)</td> </tr> <tr> <td>250万円(350)</td> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> <tr> <td>350万円</td> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> </table>	150万円	-250万円	-270万円	-350万円	170万円(250)	(350)	250万円(350)				350万円	
150万円	-250万円	-270万円	-350万円												
170万円(250)				(350)											
250万円(350)															
350万円															
害	度	※ 被災した住居を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるをえない場合等特別の事情がある場合は()の額													
援	貸付		世帯人員	市町村民税における総所得金額											
		所得制限	1	人	220万円										
			2	人	430万円										
			3	人	620万円										
			4	人	730万円										
			5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額											
	ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円とする。														
	資	利率	保証人あり:無利子、保証人なし:年1%(据置期間は無利子)												
		据置期間	3年(特別の事情のある場合は5年)												
		償還期限	10年(据置期間を含む)												
償還方法		年賦、半年賦又は月賦													
金	申請先	那覇市													
金	費用負担	国 2/3 県 1/3													